

長岡京市資源ごみ集団回収活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民のごみ問題への社会意識の高揚並びに再資源化を図り、かつごみの減量化の促進及びそれらを推進する団体の育成を図るため、資源ごみ回収団体に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、交付に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、次に掲げる要件を全て備えた団体とする。

- (1) 自治会、子供会、老人会、その他主として地域住民により構成される団体で、市内在住者15名以上で構成され、かつ、団体の責任者が20歳以上であること。
- (2) 資源ごみ集団回収活動を定期的かつ継続的に実施する団体であること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 市の推進するごみ減量対策に積極的に参加及び協力する団体であること。

(交付対象品目)

第3条 助成金交付の対象となる回収資源ごみの品目は、紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、その他古紙等)及び古繊維(古着等)とする。

(団体登録等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、長岡京市資源ごみ集団回収活動団体登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次の関係書類を添えて、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 資源ごみ集団回収活動年間実施計画書(様式第2号)
- (2) 資源ごみ集団回収活動団体名簿(様式第3号)
- 2 団体の登録申請期間は、毎年4月1日から6月30日までとし、申請があった時点で随時受け付けるものとする。ただし、登録申請期間の最終日が閉庁日に当たるときは、最終日が属する月の最終開庁日とする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めた団体(以下「登録団体」という。)については、長岡京市資源ごみ集団回収活動団体登録決定通知書(様式第4号)を送付するものとする。
- 4 登録申請書に変更があったときは、速やかに再度登録申請するものとする。
- 5 団体の登録は、年度毎に行うこととし、更新は行わない。

(助成金の額)

第5条 団体に交付する助成金の額は、活動団体助成金として1団体当たり1万円及び回収した資源ごみの重量1kgにつき2円を乗じて得た額の積の範囲内とし、限度額は1団体当たり20万円とする。

(助成金の申請及び決定)

第6条 登録団体は助成金の交付を受けようとするときは、長岡京市資源ごみ集団回収活動助成金交付申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 資源ごみ集団回収活動実績報告書(様式第6号)
- (2) 回収業者が発行する仕切伝票

2 助成金の交付申請時期は、次のとおりとする。ただし、申請期日の最終日が閉庁日のときは、その日以後直近の開庁日とする。

- (1) 第1回交付申請期間 7月1日から7月31日
- (2) 第2回交付申請期間 1月4日から1月31日

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、次に掲げる基準を満たし適当と認めたものについては、その旨を長岡京市資源ごみ集団回収活動助成金交付決定通知書(様式第7号)により、該当登録団体に通知するものとする。

- (1) 1年間に概ね6回以上の集団回収活動及び売却を行っていること。
- (2) 1年間の資源ごみ集団回収量が概ね3,000kg以上であること。

2 第1回交付は、申請分の重量に対する助成金を交付する。

3 第2回交付は、次のように交付する。

- (1) 初めて交付を受ける団体については、団体活動助成金と申請分の重量に対する助成金を交付する
- (2) すでに交付を受けている団体については、団体活動助成金と交付を受けた対象期間後の回収実績重量に対する助成金を交付する。

4 第1項に規定する交付決定通知書をもって、規則第9条に規定する確定通知とみなすことができる。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成金の請求は、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第26号)第36条第2項の規定により、省略することができるものとする。

2 市長は、前条に規定する交付決定通知書により、当該登録団体に通知した後、助成金を団体が指定する口座に振り込むことにより交付するものとする。

3 交付月は、第1回交付申請に係るものは8月、第2回交付申請に係るものは2月とする。

(報奨金の返還等)

第9条 市長は、助成金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部又は一部を、期間を定めて返還を命じ、当該団体の登録を抹消することができる。

- (1) 不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定により返還を命じた場合、その納期現までに納付がないときは規則第15条の規定を適用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。